

岩手県告示第449号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

平成28年5月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 猿沢川

2 指定区間

- (1) 左岸 一関市東山町長坂字東本町157番5地先（観音橋下流400m）から一関市東山町長坂字東本町333番6地先（砂鉄川合流点）まで
- (2) 右岸 一関市東山町長坂字西本町178番地先（観音橋下流400m）から一関市東山町長坂字西本町37番21地先（砂鉄川合流点）まで